

# 公益社団法人日本矯正歯科学会 専門医制度規則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本制度は、プロフェッショナルオートノミー（専門家による自律性）の精神に基づき、良質かつ適切な矯正歯科医療を提供するために、社会に信頼される矯正歯科治療の基盤となる矯正歯科専門医制度を確立し、国民の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために、本学会は日本矯正歯科専門医機関（以下、専門医機関という）とともに専門医制度を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。

## 第 2 章 専門医

第 3 条 本学会は、日本矯正歯科専門医規則第 1 条ならびに本制度規則第 1 条の水準に合致する矯正歯科診療能力を備えた者を専門医として認定する。

第 4 条 本学会が認定する専門医は、矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関して高度な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種との連携を図り、標準的な矯正歯科治療を提供する能力を有する者とする。

第 5 条 専門医は、さらに次の各号を満たす者とする。

- (1) 社会人としての良識、医療人としての高度な倫理観を兼ね備える。
- (2) 矯正歯科医として絶えず自己研鑽を積む。
- (3) 矯正歯科専門医を目指す歯科医師の育成を担う。
- (4) 矯正歯科医療について患者および社会に対して適切に情報提供を行う。
- (5) 矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

## 第 3 章 専門医の資格申請

第 6 条 専門医機関医に専門医の資格を申請できるものは、次の各号をすべて満たす者に限られる。

- (1) 歯科医師免許を有する者
- (2) 本学会会員である者
- (3) 専門医機関の要求する矯正歯科研修を修了した者
- (4) 原則的に医育機関もしくは医療機関に常勤している者
- (5) 刊行物に矯正歯科臨床に関する論文を発表した者
- (6) 倫理規程を遵守する者

第 7 条 専門医の資格を得ようとする者は専門医機関に申請し、その審査に合格しなければならない。

第 8 条 専門医機関より、審査に合格し各種手続きを完了した旨、本学会に通知された者には理事会にて承認した後、専門医認定証を交付する。

第 9 条 専門医は 5 年ごとに、更新の手続きを行わなければならない。更新は、専門医機関の更新認定審査に合格しなければならない。専門医機関より、更新認定審査に合格し各種手続きが完了した旨、本学会に通知された者には、専門医更新認定証を交付する。

## 第 5 章 補 則

第 12 条 本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、理事会の承認を要する。

## 附 則

1. 本規則は、2019 年 11 月 20 日より施行する。